

## 第三高等中学校設置問題再考 —府県と官立学校—

田中 智子†

### はじめに

高等中学校制度は、1886年4月10日公布の勅令第15号中学校令によって始まる。この制度の大きな特徴の一つは、同第5条「高等中学校ノ経費ハ国库ヨリ之ヲ支弁シ又ハ国家ト該学校設置区域内ニ在ル府県ノ地方税トニ依リ之ヲ支弁スルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ其管理及経費分担ノ方法等ハ別ニ此ヲ定ムヘシ」との規定にある。本稿は第三高等中学校を素材に、官立学校の経費を府県の地方税からも支弁させるという発想の成立背景と展開過程を考えようとするものである<sup>(1)</sup>。

第三高等中学校は、新設ではなく既設の官立学校を改組する形で発足した高等中学校である。中学校令に続く4月29日の文部省報告において、文部省は大阪の大学分校を第三高等中学校に改編することを発表した。しかし同年11月30日の文部省告示第3号は、第三高等中学校の設置場所を京都と定めるものであったため、同校は大阪から京都に移転することとなり、1889年7月31日に移転が完了した。

第三高等中学校が前身校時代から20年余りを過ごした大阪を離れ、京都に移転したことは大事件であり、そのために第三高等中学校の設置にまつわる問題は、この移転問題として捉えられてきたという研究史上の特徴がある。そのなかでも小

林嘉宏や中村隆文の論稿は、京都府による誘致という側面に焦点を当て、府会での議論を扱った点において示唆的であった<sup>(2)</sup>。先行研究において、学校の設置から移転までを主導した文部省と京都府とのやりとりが不明なのは、文部省側の一次資料がほとんど残存していないという状況に鑑みれば、致し方ないことであろう。だがそうした史的制約を斟酌してもなお、移転決定過程の解明状況には、隔靴搔痒の感がある。

例えば、従来の叙述における京都府会の扱われ方には二通りがある。小林や中村の研究は、府知事の諮問を受け、56対12で地方税による設置費用の支弁が可決された1886年11月20日の通常府会を対象とし、その後の審議にはほとんど触れていない。対するに『京都大学百年史』総説編は11月の裁決には言及せず、翌1887年5月13日の臨時府会において、高等中学校の創立費という新たな費目の増設が32対30の僅差で決議されたことを強調している<sup>(3)</sup>。通常府会での地方税支弁決定と、半年後の臨時府会での創立費費目増設決定は、高等中学校設置問題上、どのような意味をもっており、どちらが強調されるべきなのか。対照的な両議決の票差をどう読み取るべきなのだろうか。

さらに、問題を第三高等中学校の移転ではなく

† 京都大学大学文書館教務補佐員

設置の問題だと捉えるならば、大阪から京都への移転をもって事態が収束したとはいえない。高等中学校発足にあたって設けられた設置区域制度との関連性を考える必要がある。1886年11月30日の文部省告示第3号により、第三高等中学校の設置区域は、京都・大阪・兵庫・三重・滋賀・岐阜・鳥取・島根・岡山・広島・山口・和歌山・徳島・愛媛・高知の2府13県とされ、1887年8月2日の勅令第40号は、高等中学校一般経費の地方税支弁額の分担額をこれら府県が合同して決定するよう定めていた。そのため、同年10月末には、各府県会の議員からなる区域内の連合委員会が開かれている。すなわち、これら全15府県が第三高等中学校設置問題の当事者であったといえる。

本来ならば、上述の府県すべてについて府県会での議論等を追う必要があるが、さしあたって京都府、これに大阪府と兵庫県を加えた3府県に焦点を当てる。京都と大阪は移転問題の直接的当事者であるし、兵庫県も移転候補地に挙げられたことがある。各府県会の議論や背景としての教育体制について言及してみたい。

主題に関わるこれまでの研究は、学校の公文書・一部新聞類・京都府会の議事録を用いてきた。しかし上述の視点を設けることにより、新たに考察の対象とすべき史料も浮上する。従来用いられてきた諸史料も再検討の余地があるだろう。要は、第三高等中学校設置問題を、複数府県の動向を踏まえて地方税支弁という観点から再構成し、高等中学校制度解明の一助とすることが本稿の目的である。

## I. 第三高等中学校発足以前の状況

### (1) 府県による公教育の概況

1880年以降の兵庫県・大阪府・京都府の中高等教育行政とは、中学校・師範学校・医学校に関わる施策であったといえる。以下、中学校を中心に各府県の状況を概観してみたい。

兵庫県では1877年1月に師範学校が発足、翌年11月、その中に公立神戸中学校が設置され、やがて模範中学校となった<sup>(4)</sup>。しかし1883年4月に1名の卒業生も出すことなく廃止され、県下には郡連組合立という形での中学校在りつつ残るのみという状況となった。1884年3月の県会では、早速県立中学校設立の建議案が審議されるが、原案の7校設置論、2校設置論、不要論に票は分かれ、成立しなかった<sup>(5)</sup>。1885年3月には民間中学校の不振から、県当局と常置委員の側が県立中学校設置案を提示するが、民力衰耗を理由に約3分の2の議員が反対し、廃棄が決議された<sup>(6)</sup>。しかし同年11月県会では、県下に3中学を興すための区町村教育補助費支出が1票差という僅差で可決されている<sup>(7)</sup>。このように、「中学校ノ事タル年々建議ニ原案ニ出テハ斃レ出テ、斃レ」との状態が続くなか、県の中等教育体制構築のための模索が重ねられていたといえよう。

こうした議論の最中に言及されているのが、1869年創立の舎密局以来、度重なる改組を経つつ、約20年にわたって大阪に設置されていた官立学校の存在であった。大阪専門学校(1879年4月～)、大阪中学校(1880年12月～)、大学分校(1885年7月～)の時代を経て、第三高等中学校につながる学校である。県立中学校設置案廃案を訴えた県会議員中には、「大坂ニハ文部直轄ノ中学アリ之レニ入ルモ可ナリ今年之ヲ延期スヘシ」との意見もあった。一方で、区町村教育補助費支出が可決された折には、「今ヤ大坂ニ大学分校アリ小学ノ卒業生ハ現ニ之ヲ眼前ニ望ミナカラ唯其階梯ナキカ為メニ進ンテ之レニ入ル能ハサルモノタリ」との支出賛成論も出されている。兵庫県の中教育政策上、大阪の官立学校との関連性は無視できなかったといえる。表①②欄はこの時期の当該官立学校における就学者数を府県別に示したものであるが、兵庫県は一貫して大阪府に次ぐ多くの生徒(全体の約15%)を送り込んでいる。

1882年4月に発足した県立医学校は、1869年創設の兵庫県病院（神戸病院）以来の長い伝統をもち、甲種医学校の認定を受けるなど、高い水準を誇っていた。しかしこの医学教育についてさえ、1885年には公費生を減員せざるを得ないなど、財政基盤は確立していなかった<sup>(8)</sup>。1885年12月13日、兵庫県会は「近府県連合シテ教育ノ振起ヲ図ル儀建議」と題し、兵庫県会議長石田貫之助の名で内務卿山縣有朋に建議書を提出している<sup>(9)</sup>。その趣旨は、「各府県ニ於テ設立スル所ノ諸校ハ既ニ前述ノ如ク尽ク皆其基礎確固タラス其規模完全タラス到底学生進歩ト共ニ駢行シ難キモノナレハ寧ロ三四ノ他府県ト相合シテ確固完全ノ学校ヲ興スハ實ニ教育上ノ利益アルノミナラス實ニ是經濟上ノ得策ナリ」との文言に集約される。「大阪京都滋賀等ノ数府県ト連合シ其地勢人情ニ応シ各一校ヲ設立スルヲ得ハ」、「諸般高尚専門ノ学校」を設立

できるのではないかとし、そのための制度設置を訴えるものであった。はじめにも述べたように、高等中学校制度とは、地方税からの支弁と数府県からなる設置区域の発想をもつ官立学校制度である。その理念に結びつくかのように、中学校令発布の約4ヶ月前に、地域からの要求として府県連合教育の発想が提示されていたことは注目される。

次に大阪の状況をみよう<sup>(10)</sup>。大阪府は1880年代階において、1870年代前半に誕生した欧学校と進級学校の両中等教育機関を源流とする府立大阪中学校（1879年2月～）、1873年2月に開院した大阪府病院が改組され教育機能が分離してできた大阪府医学校（1880年3月～）、1873年末以来の教員教育をもとに発足した大阪府師範学校（1875年8月～）を有していた。医学校と師範学校はいずれも、当初官立学校として発足していたものが

〔表〕府県別第三高等中学校（前身校舎）就学生徒数および明治21(1887)年度経費負担額

	①1883年10月 生徒数(人)	②1885年12月 生徒数(人)	③-a1887年10月 本部生徒数(人)	③-b1887年10月 医学校生徒数(人)	④-a当初議案 負担額(円)	④-b決定議案 負担額(円)
京 都	11	18	18	0	1752	4613
大 阪	100	161	118	6	3530	5995
兵 庫	36	62	52	5	3511	2731
三 重	2	5	5	5	2062	1602
滋 賀	9	16	13	2	1591	1238
岐 阜	1	5	8	1	1801	1401
鳥 取	2	4	6	7	816	635
島 根	0	0	0	61	1274	992
岡 山	1	11	6	161	5613	5088
広 島	1	2	4	9	2424	1885
山 口	15	13	14	33	1585	1233
和歌山	3	3	7	23	1252	973
徳 島	7	1	1	12	1286	1000
愛 媛	9	12	26	30	2941	2288
高 知	5	4	3	7	1062	826
小 計	202	317	281	362		
その他	30	33	51	51		
計	232	352	332	413	32500	32500

①『大阪中学校一覧 従明治十六年九月至明治十七年八月』②『大学分校一覧 明治十八年九月起明治十九年八月止』（以上京都大学大学文書館所蔵）③④『明治廿年 第三高等中学校設置一件書類 第一部庶務課往復主任』（京都府立総合資料館所蔵）より作成。

府の管轄へと移されたという経緯をもつ。

1880年5月から開催された大阪府会においては、議長らの動議による中学校費の全部削除が可決されている<sup>(11)</sup>。動議理由には、「将来ニ於テ大ニ進マントノ志望ヲ抱クモノナレハ此学校ナクトモ当府ニハ中学校ニ代ルヘキ専門学校ノ設ケアリ故ニ特ニ地方税ヲ支出シテマテ中学校ヲ設置スルニ及ハス」とある。中学校に代わる「専門学校」を、私立専門学校とみなす向きもあるが<sup>(12)</sup>、当時の私立専門学校の設立状況を考えると、これは1879年4月から大阪専門学校と称していた官立学校、すなわち第三高等中学校前身校を指す、あるいは少なくともそれを含むのではなかろうか。この府会では、医学校費や師範学校費の削除も発議された。医学校費については、「当地ニハ専門学校アリ東京大学医学部アリ此ニ入学スレハ十分医学ヲ修業シ得ヘシ必スシテ当地ニ設置スルニ及ハス」との説明がなされ、地方費の支弁廃止が訴えられた。こちらも、大阪専門学校が専門課程の一つに医学科を設置していたことを念頭においた発言だと考えられる。兵庫県の事例でもみたように、4割以上の生徒を大阪府出身者が占める大阪専門学校は、官立学校があるから府立学校への地方税支弁は止めても問題はないという論理を導き出し、府の教育費支出を消極化させる役割を果たすこともあったということである。この大阪府会において地方費支弁の削除が否決されたのは、師範学校費だけであった。医学校についても地方費支弁廃止が決議され、地方税外の病院収入など別途金にて維持された。

いったん廃校になった府立大阪中学校は、その後、私立学校化することで存続の道を開き、1881年7月からは府立師範学校の別科大阪府中学校として府の支弁による経営に戻された。これは、同年5月に区部会が府立中学校の設立を建議したことを受けており、学校は区部の地方税のみから維持された。大阪府においては、中等教育をめぐる

て区部と郡部との温度差があったことがうかがわれる。また、1885年3月から開かれた大阪府区部通常会においては、区部議員より「大阪府下ニ大ニ進マントノ志望ヲ抱クモノナレハ此学校ナクトモ当府ニハ中学校ニ代ルヘキ専門学校ノ設ケアリ故ニ特ニ地方税ヲ支出シテマテ中学校ヲ設置スルニ及ハス」と題する知事宛建議案が提出された<sup>(13)</sup>。「今ヤ小中学校ノ設ケ到ル処ニ完備シ文運日ニ昌盛ナルモ願ミテ一國元氣ノ根元タル大ニ進マントノ志望ヲ抱クモノナレハ此学校ナクトモ当府ニハ中学校ニ代ルヘキ専門学校ノ設ケアリ故ニ特ニ地方税ヲ支出シテマテ中学校ヲ設置スルニ及ハス」というものであった。大学設立は「美事」ではあるが「時期尚早」だとして否決されてしまったが、府会レベルにおいてもこの時期に大学設立の提言があったことは、指摘に価するだろう。

最後に京都府の状況を略述する<sup>(14)</sup>。1879年4月に再出発した京都府中学校は、1870年12月に政府から移管された仮中学校以来の歴史を有する。教員養成教育はこの中学校で行われていたが、1876年6月からは京都府師範学校が開校してそれに代わった。医学校は1872年10月に診療と教育を開始した療病院を発端とし、兵庫・大阪同様に高いレベルを保っていた。1880年・1881年の会計年度において、中学校・師範学校・医学校を完全に地方税によって支弁する体制が完成する。

だが師範学校については、府会で予算全廃が可決されることはなかったものの、予算削減要求が恒常化する状態となった。また医学校は1881年7月に療病院の管理下より独立するが、1882年5月の府会は負担が大きすぎるとして医学校費全廃を可決した。これに対し北垣国道府知事は、内務卿の裁定を仰ぎ原案執行に及ぶことで、従来どおりの医学校地方税支弁に漕ぎつけたのである。この時の府会においては、主に郡部選出議員の主張により中学校費の全廃も可決された。対するに北垣知事は、当面本願寺の寄附により中学校を維持する方策を採り、1883年7月からは区部が単独負担

することで地方税からの支弁が復活したのである。区部と郡部の分離は大阪と共通の現象だといえよう。郡部については、1884年3月に、郡部のみが費用を負担する3つの中学校の新設が決定した。これらは既存の私立中学校を移管したものであり、知事の設立案に基づくものであった。京都の教育行政の特徴は、府知事の強い主導力によって中高等教育が維持されたことにある。

以上のように1880年代に入ってから兵庫・大阪・京都の中高等教育の状況を概観した。全般的傾向として、府県会において予算の削減や全廃が常に討論され、府県立学校は衰退せずとも発展せずといった停滞状態にあり、それぞれに維持の方法が模索されていたことを確認しよう。また、大阪の官立学校の存在を前提とする兵庫県と大阪府、府県連合による教育を着想する兵庫県、知事の主導により公教育が維持される京都府、などといった教育行政上の特徴ある動向についても頭に留めておきたい。

## (2) 官立学校と私立学校の大学設立構想

地域の教育態勢は、府県の公教育のみにより成り立っているわけではない。当該地域において特筆すべきは、大阪の官立第三高等中学校前身校と京都の私学同志社の存在である。1880年代半ばにこれらの学校は、自らを母体に関西にも大学を設置することを考えていた。

まず前身校においては、大阪専門学校時代に校長の折田彦市が「文部省最初之目的八年々定額金ヲ増殖シ随而規模ヲ大ニシ遂ニ大学校ト可相成筈」<sup>(15)</sup>と述べたところをみると、1879年段階から文部省による大学化構想があったものと思われる。しかし1880年12月に大阪中学校に改組されたことで、その構想は事実上頓挫していた。

よく知られているように、引き続き大阪中学校の校長を務めた折田は、1885年春頃になって「関西大学創立次第概見」を文部省に提出した<sup>(16)</sup>。そ

の内容は、大阪中学校を「関西大学校」とするにあたっての重要案件を挙げたもので、発令時期や地所の相定、建設工事、学科教則、在校生徒の処遇の諸件についての方策を述べている。文部省も、これを関西高等学校とする、あるいは大阪大学部校とし徐々に一大学に発展させる、などと様々な案を打ち出すようになった。前述したように、ちょうど同年同時期の大阪府会区部会においても大学設置が建議されていたことになるが、府レベルではあっさりとは否決されたのに対し、官立学校レベルでの大学設置構想は検討が本格化したのである。次節に述べる学校の移転問題も、この構想とからみ合いながら進められていく。

ところでこれとは別に、私立同志社の新島襄によっても大学設立運動が展開されていることが目を引く。新島の計画は、折田の「関西大学創立次第概見」よりも早くから始動していた<sup>(17)</sup>。彼は1875年の同志社設立以前から大学設立を宿願としていたが、1882年、奈良の豪農土倉庄三郎から寄附金の約束を得たことで弾みをつけ、計画を積極的に進めていく。この年に大学設立に関する草稿を数種類作成し、翌年4月になると、活版の『同志社大学校設立旨趣』を一般に配布した<sup>(18)</sup>。

新島は、「[政府が東京大学を設置はしたもの] 嘗テ全国ヲ八大学区ニ分チシハ蓋シ各区ニ一大学ヲ設置スルノ趣意ナルベシ、然リ而シテ今日ニ至ル迄未ダ其挙アルヲ見サルハ他ナシ国事多端ノ為メニ未ダ此ニ及フニ暇アラザルノミ、我輩明治ノ民タルモノ縦令ヒ今八大学ヲ列置スル能ハザルモ、セメテハーノ大学専門校ヲ関西ニ創設シ、以テ同胞兄弟就学ノ便ニ供スルトコロナクシテ可ナランヤ」とし、アメリカの事例を引いて、「有志者ノ醸金」による大学設立の必要を述べ、寄附を訴えている。それは官立大阪中学校の「関西大学創立次第概見」と同様、関西の大学として構想されていた。彼はそれを広範な民間人の力を結集させることにより、私立の大学として創設しようとし

ていたのである。

新島はこの構想を運動へと発展させていったが、その特徴は、多くの京都府会議員を参画させることに成功したことである<sup>(19)</sup>。1884年1月に会合を開き、新島の他に16名の発起人を選定したが、このうち9人が現役の府会議員である。4月初頭には発起人の大会が開かれて具体的な話し合いが行われた。キリスト教に触れずに「智徳両全ノ教育」を綱領に掲げ、同志社の名前は避けて名称を明治専門学校とするなど、新島ら同志社関係者とその他の発起人とが妥協点を見出しながら綱領や仮則を定めた。そして発起人を主体に、改めて21名の理事委員が選定されたが、区部の発起人に加え、ほぼすべての郡から委員が選ばれていることが目を引く。この郡部委員16名もすべて府会議員であった。

新島は同4月、以前より計画していた欧米外遊に出発する<sup>(20)</sup>。残された委員は5月に明治専門学校設立旨趣を作成・配布し、規則を制定して賛同者を募った。しかし運動は翌年には休止状態に立ち至り、後述のように、再開されるのは1885年12月に新島が帰国してしばらく経ってからであった。新島を欠いては運動が進まなかったとはいえ、府会議員の多くが同志社の大学設立運動に協力の姿勢をみせていたことは特筆に値する。そして、同志社に協力的であった京都府知事北垣国道も、この時期から新島の設立運動に助言を与えていた<sup>(21)</sup>。また、府当局も「同志社ノ如キ僅々タル私立学校タルモ為メニ京都府民ノ利益ヲ教授セシコトハ実ニ大ナリト謂フベシ」<sup>(22)</sup>と認識し、中学校や師範学校の運営にあたって同志社を参考としていたのである。前述のように、この時期の京都府の公教育が経費削減の論調下にあるなか、「京都府下ハ民途大ニ進ミ教育ノ思想モ甚タ盛ニシテ且ツ教育適当ノ土地ナリ」との印象が持たれる理由の一端は、同志社の存在、そしてそれが府会議員や知事以下府当局の支持も得ていたことにもあると

いえよう。

前節でみてきたように、1880年代の兵庫・大阪・京都の各府県は、それぞれに中等教育の維持に苦心を払っている状況であった。その一方で、官立学校と私立学校においては、関西における大学への発展を期する動きがあり、具体化の兆しをみせていた。当該地域の教育態勢は、こうした二局面をはらむものとして成立していた。

### (3) 第三高等中学校前身校の移転問題

こうした大学設置構想との関係、および次章以降で扱う京都移転について考える上で、前身校時代からの懸案事項であった移転問題の経過を把握し、位置付けておく必要がある。

校地の狭さを理由として、移転は少なくとも1880年代初頭から計画されていた。1880年1月から2月にかけて、大阪専門学校長の服部一三が京都府伏見方面へしばしば出張し測量を始めており、4月に着任した折田彦市も5月に伏見桃山の検分を行っている<sup>(23)</sup>。大阪中学校と改称されると計画はしばし中断されるが、1884年4月になると、折田大阪中学校長が文部少輔九鬼隆一とともに伏見桃山を再び巡視した<sup>(24)</sup>。視察に文部省の人間が伴うのはこれ以降で、移転計画の本格化が想像される。翌1885年8月には、大学分校校長となった折田が、文部大権書記官久保田譲とともに大阪府堺、京都府、兵庫県に出張している<sup>(25)</sup>。その直前に折田が提出した前述の「関西大学設立次第概見」は、学校改組と移転問題を結びつけ、なるべく早く校地を選定するよう訴えていた。文部省の回答は、大阪府内において市区から一里以内の場所に設置せよと指令するものであったが、この折田と久保田の視察をみると、大阪以外にも京都や兵庫へと候補地は拡大していたようだ。大学分校への改組以降、折田の移転地検分はいよいよ本格化し、9月にも大阪府信太山、京都府伏見陸軍兵営、兵庫県摩耶山・西之宮の近辺を巡視して

いる<sup>(26)</sup>。

この頃から文部省は、大阪専門学校時代以来の候補地であった伏見一帯における陸軍兵営跡を最有力としていたようである<sup>(27)</sup>。それは、文部省と陸軍省との間での敷地交換が内議されていたことによる。大学分校敷地を隣接する大阪鎮台に譲る代わりに、伏見陸軍兵営跡地に大学分校を移すという計画が両省の間に持ち上がっていた。だが、命を受けて兵営跡の視察に赴いた折田校長の評価は、「欲望スベキ場所ニハ無之」というものであった。

大阪・京都・兵庫での視察結果をまとめた11月の「検地功程記」において、彼が具体的候補に掲げているのは、兵庫県下の兎原郡原田村、生田川旧河床、上ヶ原、大阪府の小野新田、阿部野、京都府の伏見兵営跡の6ヶ所である。原田村、阿部野については地元郡長を通して地図や価格表も用意され、有力候補であった。なかでも折田が最適地と考えるのは兵庫県原田村一帯であり、他についてはすべて地勢や環境の面での不適切性を縷々指摘していた。例えば伏見兵営跡を不適とするのは、狭さと「地方病」の存在ゆえであり、陸軍省との交換という条件を重視する文部省を慮ってか、兵庫県神戸区阪本村の陸軍用地の図面も準備されていた。

だが、交換条件の交渉のために森文相の来阪を待つうちに、陸軍内で伏見兵営跡を別に転用する話が決まったため、陸軍との敷地交換による大学分校の伏見移転は立ち消えとなってしまったのである<sup>(28)</sup>。移転計画は陸軍とは関係なく進められることとなり、翌1886年2月には、一転して大阪府南部の東成郡天王寺村茶臼山付近（阿部野近辺）への移転計画が本格化した<sup>(29)</sup>。ここは避病院や火葬場に隣接しており、学校側は必ずしも適当としなかったが、文部省が大阪設置を方針とするならば、第一の候補とされる場所であった。

1885年12月末に文部省に転出した折田に代

わって文部大書記官から異動となった中島永元校長も、兵庫県原田村を推しながらも文部省が大阪設置にこだわると予想している節がある。これは、1月頃から文部省内で持ち上がっていた「五大学校」構想と関係している可能性がある。「五大学校」構想は、高等中学校制度の成立過程を解く鍵として重要性が認識されながらも、未解明の部分が多い。東京大学を学校系統からは外し一段と高い研究機関と位置付け、このほかに各地に「第二流二位する大学」「稍卑近なる大学」を設置する構想であったこと、「非常の入費を要する」との理由で消滅したこと、少なくとも1月末には浮上しており2月末には消滅していたらしいことが、中野実によって推定されたのみである<sup>(30)</sup>。在阪新聞によりこれに新たな知見を加えるならば、2月初旬段階で、「五大学校」の設置箇所は第一東京、第二大阪、第三金沢、第四広島、第五鹿児島となる計画であったらしい<sup>(31)</sup>。すなわち、「五大学校」の設置場所の一つが大阪と指定されている。このことと、2月に文部省が大阪府南部への大学分校移転を構想していることとは整合性をもつ。

以上の経緯をまとめると次のようになろう。第三高等学校前身校の移転は、校地の狭さゆえに1880年以來の懸案事項であり、1885年7月に大学分校が発足すると学校改組構想とあいまって具体化した。当初より候補地に挙がっていた京都府伏見は、文部省と陸軍との敷地交換計画により、少なくとも1885年11月までは最有力候補であったが、その後2ヶ月余りの間に交換計画が頓挫したため変更となった。学校側が第一に推薦したのは兵庫県原田村であったが、翌年2月には大阪府天王寺村への移転が有力となっていた。

ところで注目すべきことは、大学分校の大阪府南部への移設計画が進められている折に、「〔新校地には〕中之島府立病院の構内に在る府立医学校をも引移さるゝ都合なり」と新聞が伝えていることである<sup>(32)</sup>。これ以上のことは不明であるため憶

測の域を出ないが、学校の改組を含むこの移転計画において、予算削減が常に府会の議題となってきた大阪府の医学校を統合する話も持ち上がっていたのではないか。府県教育行政との関わりは、それまでの移転計画の経緯においては確認できない新たな方向性であり、来る4月に公布される中学校令が、高等中学校への地方税からの支弁を規定することで官立学校と府県教育との関わりを生み出すものであったことを想起させる。大阪府南部への移転計画が「五大学校」構想を踏まえたものであるならば、「五大学校」構想はこうした点において、高等中学校制度を先取りする構想であったとの読みが可能となろう。

そして、大阪専門学校時代以来の京都移転案は、陸軍との敷地交換を念頭に立案されたものであり、京都府当局との関連はなかったことを確認しておきたい。京都府との関係は第三高等中学校発足以降に生じるのであり、候補地も伏見とは全く別の場所が選定されていくのである。

## II. 第三高等中学校の移転と京都府会

### (1) 高等中学校建設地の模索

1886年4月10日公布の中学校令は、第4条に「高等中学校ハ全国北海道沖繩県ヲ除クヲ五区ニ分画シ毎区ニ一箇所ヲ設置ス」と定めていたが、「其区域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」とし、各校の設置場所にも言及していなかった。11月30日の文部省告示第3号によって確定されるまで、区域の決定には半年以上の時間がかかっている。設置場所は東京・大阪・広島・長崎・仙台に決定したとの風聞も伝えられたが<sup>(33)</sup>、同29日の文部省報告は、東京の東京大学予備門を第一高等中学校に、大阪の大学分校を第三高等中学校とすることのみを定めたものであった。

高等中学校制度発足後の状況として着目すべきは、各地において高等中学校の設置運動が起こったことである。文部省は設置場所や区域の決定に

時間を置き、これらの動きをみながら判断していったものと思われる。

例えば石川県においては、5月中旬に石川県会の河瀬貫一郎と真館貞造が高等中学校誘致の嘆願に上京し、文部省学務局長折田彦市や文部次官辻新次の巡視を経た結果、文部省告示第3号において金沢が第4区の設置箇所に指定されたことが、谷本宗生により明らかにされている<sup>(34)</sup>。設置に必要な約10万円は、旧藩主前田家の寄附と県官吏など地元有志の寄附金で準備された。また4月10日の勅令第16号「諸学校通則」第1条、「師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得」を適用した例も、荒井明夫により考察されている<sup>(35)</sup>。7月以前に辻文部次官と接触し、山口中学校をいったん私立学校化して諸学校通則の適用下におき、11月20日の文部省告示第2号において山口高等中学校として認可を受けることに成功した山口県がそれである。設置維持に必要な資金は、旧藩主毛利家や旧藩主・県出身官僚が組織した有志団体の防長教育会による寄附金を基本とする手続きがとられた。石川・山口両県とも辻の深い関与がうかがわれ、旧藩主と有力者の寄附金を資本としている。

それでは、第三高等中学校の位置が京都案へと絞り込まれていく過程はどうだったのであろうか。限られた史料から類推してみる。

諸報道を総合すれば、高等中学校設置取調のため、7月より森有礼文部大臣自身が山口方面と福井・石川・富山方面へ出張する予定であった。しかし森の父の危篤に伴って中止となり、代わりに辻次官がそれら地域を巡視した。またこれと並行して、大学分校校長から文部省学務局長に転じていた折田彦市も6月から7月にかけて石川・山口・高知、そして京都・大阪を対象とする出張に



出かけていた<sup>(36)</sup>。辻は山口や北陸への中継地として関西を訪問したに過ぎなかったきらいもあるが、往路の神戸港では内海忠勝兵庫県令や学務課長らの出迎えを受け、帰路の大阪では学務課長の案内により府立中学校や大阪商業学校を臨視し、府立師範学校では私立教育会の主催により演説会も行った。中島第三高等中学校長や同校職員との宴会も開かれ、建野郷三府知事をはじめとする面々によって北陸方面へと見送られた。また、折田の関西における行動は辻よりも積極的であり、大阪で府知事の建野郷三と面会、京都では中学校・師範学校・女学校・盲啞院・同志社などを巡回している<sup>(37)</sup>。

辻や折田の巡視が、北陸方面や山口での目的以外に、第三高等中学校の位置にも目処をつけることを目標に掲げて行われたのかどうかはわからない。だが北垣京都府知事は後に、「高等中学校位地ノ儀ハ該校建築并ニ敷地ニ係ル經費凡拾萬円有志者等ノ出金ヲ得ハ当府下ニ設立ナルヘキ段御内定相成候旨嘗御省〔文部省〕次官ヨリ内示有之」<sup>(38)</sup>と記しており、文部次官の辻から知事に対し、経費約10万円を用意したら、京都府下に高等中学校を設立するとの内示があったことが確認できる。山口や石川での辻や折田の行動を考え合わせると、文部省は全般として、高官による視察結果を踏まえ、教育への熱心さや約10万円の設置費用提供の見込みといった条件を満たす府県に対し、高等中学校設置を内示していく方策を採っていたのであり、関西における彼らの府県当局や各教育機関との接触も、内示の判断材料になったとはいえるだろう。

ただ巡視の段階で、いずれかの府県がこの地域での高等中学校設置箇所の有力候補となっていたとは考えられない。ちょうど同じ頃にあたる6月15日からの京都府臨時府会では、地方税の支弁や補助による府県立中学校を各府県1校に限ることを規定した中学校令をうけ、府下の中学校体制再

編と教育費の改正とが話し合われていたが、「已ニ高等中学校ハ大坂ニ設置スルアレバ更ニ京都に設クルノ必用ノ見ルベキモノナシ」との議員発言からうかがわれるように、京都府下での高等中学校誘致計画が動き出していた形跡は認められない<sup>(39)</sup>。一方、大学分校時代に大阪南部案で進められていた移転計画の方も、第三高等中学校への改組後、中断している。

9月末になって、移転地が京都府に決定し、京都府愛宕郡東紫竹大門村、葛野郡谷口村を候補とする調査結果を府が文相に上申したという報道があった<sup>(40)</sup>。10月末にも、京都府に設置することが内決し、府は葛野郡谷口村・小松原村・等持院村のうちから7万坪を選ぶのが適当との見込みを立てて調査中だとも報じられた<sup>(41)</sup>。11月6日には中島校長らが等持院村の視察を行っている<sup>(42)</sup>。府が候補地を物色しているとの報道が見られるということは、9月頃すでに先述の内示を得ていた可能性が高い。

京都府中学校の校長今立吐醉の回想は、この間の経緯を知る上で重要である。今立の回想には事実関係の誤認が多々含まれているが、大筋では以下のような話である<sup>(43)</sup>。—東京出張をした際、森文相を官邸に訪ねた。すると、大阪でも京都でも良いが敷地取得と建築の費用に10万円を出した方に第三高等中学校を建てよう、と森に告げられた。これに対し、中学校敷地を師範学校に譲れば、師範学校新築予算が浮く、それを文部省に差し出せば京都に移してもらえるかと尋ねたところ、妙案だとの返事を得た。折りしも東京出張中の北垣知事に諮ると彼も同意した。こうして京都移転の運びとなったが、そのとき森からは、府立中学校の在学学生を高等中学校予科生として収容することの了解を得た—。たしかに北垣は9月中旬から11月初めまで東上しており<sup>(44)</sup>、今立の話に従えば、その折に文部省との間で高等中学校京都設置の話がもたれたということになる。

こうした文部省と京都府との関係は、必ずしも現場の第三高等中学校と連動したものではなかったと思われる。11月以降も大阪府阿部野村への校長出張が行われているし<sup>(45)</sup>、特に、かつて折田校長や中島校長が推していた兵庫県への移転計画が具体化しているからである。10月末から11月にかけて、兵庫県武庫郡の住吉三宮間への移転計画や住吉近郊の畑地調査が報じられたり、同県菟原郡清堀村の戸長らが学校に出頭して移転確定の喜びを述べ、移転作業のための労働力を提供すると申し出たとの旨が伝わったりしている<sup>(46)</sup>。後述する11月20日からの府会において、京都府属原田千之助は、「石川県及ヒ兵庫県ノ人民ノ如キモ之〔＝高等中学校〕ガ設立ニ甚タ奔走ノ勞ヲ取レリト」と述べている<sup>(47)</sup>。ここで指摘される運動の主体や性格は不明であるが、兵庫県で地元側の高等中学校誘致運動があったことは事実なのだろう。以上のことから、11月の半ばにおいて、現場の学校側が大阪・兵庫・京都一円における候補地模索を継続する一方で、京都府と文部省との間で頭越しに京都移転が有力になっていたという状況だったのではないか。

今立の回想のなかで目を引くのは、府立中学校を高等中学校予科として組み込むことを前提とし、師範学校に関わる予算を転用する案を示していることである。高等中学校誘致にあたり、民間の寄附金からではなく、従来の府の教育行政と関わらせて費用を捻出しようという計画である。しかしそのためには、地方税の使途を審議する府会に諮る必要があった。次節では、知事の府会への諮問とそれを受けた府会の審議状況をみていこう。

## (2) 通常府会 一地方税支弁の決定一

1886年11月20日より開かれた京都府会の最初の議題として、京都府属原田千之助により高等中学校誘致に関わる諮問案が提出された<sup>(48)</sup>。

諮問案は、「凡拾萬円若シ有志者等ニ於テ出途ヲ得バ文部省ニ於テハ〔高等中学校を〕当府下ニ設立アルベキ計画」であることを告げ、「固ヨリ我京都府下教育上ニ関係ヲ有スルノミナラズ地方経済ニ於ケルモ其得失亦尠ナカラズ実ニ地方一般ノ重大事項トス」として、「本年〔明治20年＝1887年度〕ニ於テ此金額ヲ地方税ヨリ支弁シ之レガ設置ヲ稟請」することを訴えるものであった。後に述べるように、地方税によって支弁することのみを諮問していることが重要である。

審議では、ここでいう地方経済上の利益とは何かということについて質問が集中した。原田属はこれに対し、府の教育行政との関係から説明をなした。府立中学校を高等中学校の予備科に改編し高等中学校内に設置する、そうすれば、改築が議論されている師範学校は空いた中学校校舎に移転できるとの見込みを述べたのである。高等中学校設置による地方利益とは、経済効果等の問題ではなく、府の教育体制再編と予算削減の手段として認識されていたということになる。府立医学校も高等中学校に組み込めるはずだとの見通しを述べる議員もあった。

前述したこの年6月の臨時府会において、こうした議論の萌芽はすでにみられた。4月の中学校令により、京都府でも郡部の3中学校は閉校されることになったが、残る1校となった区部の府立中学校についても、近隣の大阪に新設された高等中学校がその役割を代替するから廃止してもよいとの意見が出されていたのである。特に郡部にとっては、区部に寄宿させるのも大阪に寄宿させるのも同じではないかとの論理が展開された<sup>(49)</sup>。前章(1)で述べたように、第三高等中学校発足以前、その前身校に多くの生徒を送り込む大阪や兵庫において、大阪の官立学校が自府県自前の教育の代わりに果たすという主張があったが、それが高等中学校制度発足を機に、京都でもみられるようになったものと解釈できる。

誘致賛成論に対しては、高等中学校制度の持続性を心配し、如何ともしがたい民力困弊の状況下に地方税から巨額を支出することへの疑問を表明する議員の発言も相次いだ。だが諮問案はその場において、56対12の大差であっさり可決され、続いて行われた答議書の審議も、その日のうちに全会一致で可決された。京都府会議長田中源太郎から北垣に宛てた答議書は、諮問案を可決した旨を報告しつつ、「可成地方有志者ノ寄附金ヲモ御奨励相成地方税ノ支出額ヲ被減候様相成度」との文言を組み込んだものとなった。

府当局の対応は迅速きわまりない。通常府会開会その日のうちに答議書を得、その日のうちに文部省に稟請書を提出した<sup>(50)</sup>。「〔地方経済の困難にも関わらず支出を決定したのであるから〕高等中学校位置当府下ニ御確定速ニ御建築相成候様致シ度」と要請したのである。高等中学校の設置区域を示し、「高等中学校ノ位置第一区ハ東京第三区ハ京都第四区ハ金沢トシ第二区第五区ハ追テ之ヲ定ム」との第2条を付け加えた文部省告示第3号が公布されたのは、11月30日のことである。第二区・第五区については未決であるにもかかわらず公にされたこの第2条は中間報告ともいえるものであり、このタイミングと内容は、北垣の稟請に後押しされたがごとくである<sup>(51)</sup>。

この間の経緯は、あまりにも性急との印象がぬぐえない。北垣の文部省への稟請では、「〔府会に諮問したのは〕地方ニ関スル重大事件ニテ単ニ有志者出金ノミニ任スルハ府民ノ本意ニ無之地方一般ノ負担スヘキハ理ノ当ニ然ルヘキモノニ付」と理由づけられている。だが直接に目指されたところは、府の従来公教育と関連付けた地方税の捻出である。そして重要なことは、当初の諮問案が、正確な支弁額や支弁方法にはまったく触れることなく、地方税からの支弁という結論のみの議決を求めるものだったことである。地方税捻出手続きの審議を始めれば、議決の困難が予想される。そ

のため、とりあえずは地方税から支弁することだけを議決してしまい、文部省にその旨を早く表明したかったというのが真意ではなかろうか。大阪や兵庫も相変わらず移転候補地であり、かつ「諸府県知事モ高等中学校ヲ設クルハ将来ノ開化ヲ助クルモノナレハ大ニ此思想ヲ抱キ居ルトノコトナリ」<sup>(52)</sup>という状況下にあつて、地方税支弁の確定を急いだのだろう。通常府会での早々の大差可決は、教育費減少への期待、議員の教育事業全般への好意的姿勢などによるものだろうが、後述の臨時府会での「元来始メ情実ヨリ成立タルモノナル」との発言が示すように、新しい高等中学校制度についての共通理解がないなかで、うやむやのうちに可決に至ったというのが実際のところではなかったか。そして、紛糾の火種は後に残されることとなった<sup>(53)</sup>。

### (3) 臨時府会 — 議論の再燃 —

高等中学校誘致に漕ぎ付けはしたものの、それを決定付けた地方税による設置費用支弁の決定は、すんなりと実行に移されたわけではなかった。

11月20日の府会において地方税支弁が決定した後、支弁方法をめぐる議論はすぐに始まっていた<sup>(54)</sup>。12月6日の審議で原田属は、教育費中の中学校費として6万8千余円の追加案を提示した。これを従来積み立てられてきた府立の京都中学校の資本金3万1千余円に加え、さらに同校の財産処分の議案を成立させて全10万円を高等中学校設置費にあてるという発案であった。京都府は、有志からの寄附金をもとにした中学校資本金を維持しており、その利息を教育費の雑入として中学校経費の補足に用いてきた。3万1千余円はその資本金全額である。この中学校費追加案は票決に持ち込まれることもなく可決された<sup>(55)</sup>。

こうした迂遠な方法を提示しなくてはならなかった理由は、勅令地方税規則にある。地方税規則は第3条に地方税をもって支弁すべき項目を挙

げていたが、そのうちの「教育費」には、「府県ニ属スル教育ノ費用及区町村立学校ノ補助費」であるとの但書が付されている。そのため、地方税を直接官立学校への支弁にあてることは不可能であると府は判断し、府中学校費として追徴し従来からの中学校資本金に加えて財産処分することで、文部省への交付を実現しようとしたのだと思われる。ところがそれでもなお、地方税規則を乗り越えることはできなかった。おそらく内務省が、現実の出所が地方税である以上、認められないとの判断を下したのだろう。土地買い上げも既に始まり切羽つまった状況の下、府会常置委員は、追加中学校費を特別費目「高等中学校創立費」へと変更することを考案した。特別費目は、「特ニ費目ノ増加ヲ要スルトキハ府県会ノ決議ヲ経テ府知事県令ヨリ内務大蔵両卿ニ具状シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ」との条件下に設置が認められているものである。特別費目の増設を北垣知事から具申された内務大臣山県有朋は、府県会規則第37条第2項「常置委員ハ地方税ヲ以テ支弁スヘキ事業ニシテ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ其経費ノ予算及徴収方法ヲ議決シ追テ府県会ニ報告スルヲ得」を適用することはできないとして、まずは臨時府会に附議するようにとの訓令を下した<sup>(56)</sup>。

以上のごとく、内務省は一貫して地方税規則や府県会規則の筋を通し、京都府がこれをかいくぐって文部省への高等中学校建設費寄附を実現することを容認しなかったといえる。かくして府は、1887年5月13日から17日にかけて臨時府会を開催せざるを得なくなった<sup>(57)</sup>。

半年前の通常府会では曖昧な判断のまま諮問案を可決してしまった各議員であったが、ここに至ってようやく、高等中学校制度への疑問および文部省と府当局への不信感が形をなしたと考えられる。例えば、前年決定したはずの追加中学校費との二重取りを懸念し、創立費という名目下に40万円にも膨れ上がる全建設費用が府の負担となる

のではとの不安の声が上げられた。また、京都に置かれるはずであった医学部が、その後大阪設置へと変更されていたことも、府立医学校を高等中学校に組み込めることが誘致のメリットのひとつだと認識していた向きには予想外の展開であった<sup>(58)</sup>。結局、高等中学校創立費を設けるとの原案は、32対30の僅差でかろうじて可決されたが、「元来国庫支弁ノ性質ナルニモ拘ハラズ地方税ヲ以テ支出スルコトトシ法ニ抵触スルヨリ却下サレタルニ此上変則ヲ施サントスルハ甚不可ナリ」との本質をついた意見が出されるに至り、議会は紛糾したのである。

こうして紆余曲折の末、既設の中学校資本金3万1千余円を財産処分して文部省に交付し、特別費目高等中学校創立費として新たに地方税6万8千余円を追徴することで、合計10万円を明治20(1887)年度において高等中学校用に支弁できる態勢がなんとか整った。

ここまで検討してきた経緯を山口県のケースと比較すると、京都府政の特徴が浮き彫りになる。山口県知事原保太郎は、「地方税ヲ相手ニ取り候仕事ニテハ兎角取扱上面倒多ク」と認識し、特別費目設置の方法を考えるなど<sup>(59)</sup>、県会開催以前から地方税規則との関係に細心の注意を払っていた。京都府の森本後凋属は臨時府会において、「内実ノ話」とし、「高等中学ノコトニ付テハ府知事モ見ル所アリテ曩ニ諮問ヲナシタルニ会議果シテ之ヲ可トセリ故ニ府知事モ資本金差出方ニ付種々心配セラレタルモ如何セン法律ノアツテ前決議ノ旨趣ヲ達スルヲ得ズ已ムナク特別費目ヲ置カザルヲ得ザルニ至リシナリ実ハ特別費ヲ置クニ付テモ府知事ハ更ナリ其筋ニ於テ種々心配セラレ漸ク此所マテ運ビテ付ケタルナリ最早是ヨリ良法ナシ」と述べている。地方税規則という既存の根本的制度和関連づけることなく地方税支弁のみを先に府会に決定させた京都府の方法は、不手際というより意図的にも感じられる。最終的に臨時府会での可決に

こぎつけたことをもって、「豪腕」とも評される北垣知事であるが<sup>(60)</sup>、むしろ「強引」とでも表現すべき一連の経緯であった。

京都府における高等中学校設置費用の地方税支弁問題は、高等中学校と地方税との関係が府県制の枠組に抵触することの前触れであった。高等中学校制度と内務行政との齟齬は、京都府という一府県の枠を越えた府県全般の問題として、その後さらに顕在化することとなったのである。

### Ⅲ. 府県連合委員会の開催とその帰結

#### (1) 府県連合委員会 一府県間格差をめぐって—

ここまでは、第三高等学校の京都移転を実現させた京都府の動きについてみてきた。

本章では、第三高等学校の設置区域に属する府県の動向を検討する。それは、1887年8月2日の勅令第40号への対応に集約される。この勅令は、高等中学校一般経費の地方税負担分については、文部大臣が総額を決定し、各府県分担額は府県知事が協議して査定した上で、府県常置委員の互選をもって選出した各3名の委員が会同して議定することと定めるものであった。つまり、地方税からの支弁は区域内府県の連合支弁という形をとるものであったということである。そして、府県連合により支弁すべき総額は文部省の、区域内での負担率の決定は府県側の手に委ねられていたということである。9月12日の勅令第46号は、この府県連合委員会の開催要領を簡略に示した規則であった。

一方、8月13日の文部省令第8号は、勅令第40号の規定に基づき、各高等中学校について地方税の負担額(国庫金負担額と同額)を示したものであり、例えば第三高等学校は3万2千5百円と決められた。さらに8月19日、文部大臣森から府県に対する内訓が出されていることが注目される<sup>(61)</sup>。これは、地方税負担額について、総額の7割5分を二分し、半分は府県の国税および地方税

を、半分は人口を率として負担額を算出すること、残りの2割5分については、本部および医学部併置の府県に増課すること、医学部を分置する場合には、本部設置の府県に1割5分、医学部設置の府県に1割を増課すべきこと、とするものであった。すなわち、負担率の決定は府県連合委員会に任せるとしてはいたものの、文部省が内訓としてガイドラインを事前に提示していたということになる。また内訓とともに、文部省会計局長久保田譲により、この計算法の趣旨と、それに基づき具体的に算出した各府県の分担額とが示されていた<sup>(62)</sup>。久保田によれば、高等中学校の本部や医学部を設置する府県に増課するのは、生徒就学の便があることによる。また、国税及び地方税を基準とするのは民力の多少を考慮するため、人口を基準とするのは就学の多少がこれに比例するためであると説明されていた。文部省は設置位置を考慮した受益者負担の発想により、府県間の傾斜配分方式をとったということである。

以上のような方向性の下に、第三高等学校設置区域においても府県連合委員会が開催されることとなり、本部移転地に決まっていた京都府がこれを主催することになった。事前に内務省からは、なるべく文書で事前協議をなしておくようにとの指示があったため、会期以前から京都府と各府県の間に文書が取り交わされた。

関係府県の間で問題となったのは、大阪から京都への第三高等学校本部移設は未了であるから、当面は京都・大阪両府に対して増課しないと久保田会計局長が付言していたことである。同8月19日の文部省告示第6号により第三高等学校医学部の設置が決定した岡山に1割が増課されていたのみであった。これに対し10月、兵庫・三重・滋賀・岐阜・鳥取・島根・岡山・広島・山口・和歌山・徳島・愛媛・高知の県知事、すなわち京都と大阪を除く区域内13県の知事が協議し、京都府の北垣知事へ連名の照会書を送付した。第三高

等中学校本部は未建設ではあるものの、京都への設置が確定している以上、文部大臣の内訓に基づき、京都府が本部所在地として1割5分を負担すべきであると主張するものである。しかし、大阪府他9県の賛同を得たとして、京都府は久保田から示された通りの協議案を府県連合委員会に附議した。島根県の籠手田安定知事や三重県の岩男三郎書記官からは、翻意した9県名を具体的に知らせてほしいなど、京都府の手続きへの疑念が示されたのであるが、附議はそのままに行われた<sup>(63)</sup>。

委員会は10月25日から31日にかけて開催された。各府県の委員は、主に自府県の負担額を減少させることを狙って議論を戦わせた<sup>(64)</sup>。とりわけ、移転予定地である京都府と現設置場所である大阪府とが槍玉に上がり、両府には多くの負担を課すべきであるとの意見が噴出した。京都と大阪とで負担を押し付け合う攻防もみられたが、結果、医学部を有する岡山県も含め、3府県が全体の1割ずつを負担するということとなり、原案修正の形で決議されたのである。文部大臣の内訓に従えば、本部や医学部を有する府県が全体の2割5分を負担すべきところを、京都・大阪・岡山の3府県が合計3割を負担する結果となったわけであるから、他県は原案よりも負担額を減少させるという成果を上げたことになる(表④欄)。議論のなかでは、実際の就学者数に基づいて負担額を決めるべきだという意見も出され、開催府の京都府も、事前に第三高等中学校本部および医学部の母体となる岡山医学校に依頼し、府県別就学者数の報告を受けていた(表③欄)。しかし、これを反映させることは現実的でないとの判断により生かされなかった。

府県委員会においては、負担額決定という本来の目的もさることながら、議事進行方法、経費、知事臨監の可否などといった委員会そのものの性格をめぐる議論が活発に行われた。そしてそれは、委員会終了後の各府県会にも引き継がれていく。

## (2) 府県会 一制度への抵抗一

勅令第40号は、各府県の分担額が決まった後、その徴収法を府県会で議定するようにと定めていたから、連合委員会の閉会后、それぞれの府県会で審議を行う必要があった。

11月22日から開催された京都府会においては、区部選出議員と郡部選出議員との間に、負担額をめぐる攻防が展開された<sup>(65)</sup>。京都府属瀧山広吉から提示された議案は、第三高等中学校経費の京都府分担額については、人口を目安とし、区は郡の2倍額を支弁することという内容であった。これについて、原案支持派、区は郡の4倍を負担すべきとする格差拡大派、区郡の格差をなくすべきだという平等負担派がそれぞれ論陣を張った。区部選出の議員が区郡平等を主張したことは当然だといえるが、それは、高等中学校は高尚な学科を教授する学校であって、近接地であるゆえに生徒が多く進学する性質のものではない、尋常中学校とは性質が大きく違うという論理に基づいていた。

だが結局は、原案が39名の支持を得、区郡同率とする修正意見を支持する19名を上回って可決された。京都においては、区郡の教育費負担額に格差を設ける発想は従前からの連続性をもつ。中学校令により地方税支弁による府下中学校が一校に限られると、教育費中の中学校費は、区は郡の2倍という目安により徴収されることとなっており、前章で扱った前年の臨時府会における高等中学校創立費増設の際も、原案の区部が郡部の2倍を負担するという部分については、ほとんど議題にならなかった。今回の区郡間格差問題で激しくもめたのは、府県連合委員会で決まった府県間の格差という点に共通する問題であることが認識されたからであり、官立の高等教育機関の教育上の利益が果して地域格差を前提とするものなのかという根本的疑問が提示されたのであった。

平等負担論を主張する区部議員の一人は、地方

税からの支弁は規定である以上、従わないわけにはいかないが、そもそも大学や高等学校は政府特許のものであり、国税をもって支弁すべき筋合いの学校ではないかと主張した。そして、帝国大学が設置された東京が国税を多く負担するわけではないのと同様に、各府県の高等学校経費負担率に格差を設けるのはおかしいと述べ、府県連合委員会の決議を「卑劣千万」と批判した。このように、地方税による支弁そのものへの不満を抱きつつ、負担率に地域格差を設けるという発想を問題視したのである。

府会において表出した府県連合委員会の決定に対する不満は、決定内容自体に関する問題であるとともに、委員会の正当性をめぐる問題でもあり、他府県でも異議が噴出した。

兵庫県会では、府県会の根幹となる勅令府県会規則との整合性という観点からの疑問が提示された<sup>(66)</sup>。府県会規則第一条は、「府県会ハ地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定ス」と定めている。それにもかかわらず、府県連合委員会が相互の負担率を定めるのみで、地方税支弁額そのものについての審議ができないのはおかしいとする意見であった。加えて、連合委員会の委員が議員全体のなかからではなく、常置委員の互選で選出されることへの批判も出された。兵庫県会は府県会規則を楯として建議をなすことを52対7の多数をもって可決し、12月22日付をもって、兵庫県会議長石田貫之助から内務大臣山縣有朋宛の建議書が提出された。「来ル明治二十二年度以降ハ必ス其経費ノ予算ヲ委員会ノ議決ニ付シ該委員選挙ノ法ハ議會全体ニ就テ特ニ之ヲ選出スルノ制ヲ定メラレンコトヲ希望ス」と述べるこの建議書は、府県連合委員会について、その権限や委員選出方法などを定めた勅令第40号の問題性を指摘したものと位置付けられよう。

一方、京都府会も区部郡部の負担率の議決が済むと、12月24日には高等学校についての内相

宛建議書の提出を可決したが、完成した建議書の趣旨は兵庫県会以上に強硬な要求であった<sup>(67)</sup>。先ほど触れた区部議員の不满が、最終的に府会の意見として明文化された建議だと位置付けられるが、「要スルニ政府カ高等学校ノ経費使途ヲ国庫地方税ノ二途ニ待テタルカ為メト其委員会組織ノ不完全ナルカ為メニ生スル処ノ弊害ハ実ニ斯ノ如シ」と断じたものである<sup>(68)</sup>。そして「本会ハ更ニ政府ニ向テ該校経費金額ヲ国庫ノ負担ニ帰セシメラレンコトヲ望ム」との結論は、高等学校制度の根幹となる勅令第15号中学校令の第5条そのものの廃棄を要求したということになる。完成した建議案は、最終的には73名の全会一致で可決された。

1888年8月7日、内務大臣・大蔵大臣・文部大臣の名をもって府県知事に対し、高等学校経費を地方税からも支弁させることは、翌年度以降当分止めるとの訓令が発せられ、同経費は専ら国庫負担となった。そのため、府県連合委員会も前年の第1回を最後に再び開催されることはなかった。訓令通達に至るまでの議論の過程は、改めて考察せねばならない<sup>(69)</sup>。しかし、地方税支弁による官立高等学校制度の試みが挫折したことを、開始以来2年余りを経て、文部省自身が認めたものだといえることはたしかである。

## おわりに

本研究で明らかになったことをまとめておく。

兵庫や大阪や京都をみる限り、1880年代半ばにおいて、府県の中高等教育は民力疲弊のなかで停滞していた。高等学校制度とは、国庫金と地方税が経費を分担することを規定した中学校令第5条に基づき、行き詰まりの感のある府県の中高等教育機関を官立学校制度のなかに組み込み再編する可能性を示すものであった。

京都府は、地方税と府立中学校資本金により高等学校設立資金を準備し、これを誘致しようと

した。それは高等中学校制度を、府立中学校を高等中学校予備科に組み込むことを中心に、医学校や師範学校も含めた府教育行政の打開策として受け止め得たからである。しばしば語られるような地域開発や教育振興への期待は、漠然とは存在していただろうが直接的動因ではない。そして府は、誘致を確定するために、地方税による設置費用の支弁ということのみを通常府会で先決して既成事実を作るという方法をとった。しかし、実際に地方税からの支弁を地方税規則に抵触せずに行うためには大変複雑な手順を経なければならず、再度開かざるを得なかった臨時府会は大いに紛糾したのである。

文部省は、高等中学校制度に地方税からの支弁という新方策を取り入れただけではなかった。ここには設置区域制度が導入された。区域ごとに府県連合委員会が設置されたことは、地方税支弁が連合支弁という形をとったことを意味する。だが連合委員会には府県間経費負担率の決定のみが委ねられ、経費総額についての決定権は文部省にあった。また連合支弁制は地域格差、すなわち学校の所在府県に多額を負担させるという考え方を伴うものであった。これらに対して府県の側は府県会規則を楯に反発し、高等中学校に対する地方税支弁制度それ自体を疑問視する方向へと動いていった。

結果、文部省が開始した高等中学校制度は、2年余りにして国庫金と地方税からの共同支弁という新機軸を崩壊させなくてはならなかったのである。1888年8月に地方税による支弁を当分中止するとの訓令が出されるに至った過程、とりわけ内務省の動向については今後の検討課題である。しかし、森文相を中心とする文部省の高等中学校制度が、府県を管轄する内務省との連携と政策上の整合性を形成せずに走り出してしまったことに崩壊の一因があったことは確かだろう。高等中学校体制は、地方税規則や府県会規則といった既存の

法令との齟齬を内包するものであった。内務行政の枠組は、高等中学校経費の地方税支弁に対する壁として立ちはだかっていたのである。

最後にI章(2)をうけて、高等中学校体制下の私立学校をめぐる動向について展望しておこう。

京都における同志社は、1886年6月に「準官立」の資格を得るために北垣知事への陳情を行い、即日これを協議した府庁は、文部省に願書を差し出すことを決定したという<sup>(70)</sup>。京都府の同志社への対応は、諸学校通則も視野に収めつつ検討すべきだろう。1885年12月に大学設立寄附金という成果も得てアメリカから帰国した新島襄は、翌1886年12月以降に大学設立運動を再開した。ここからの新島の構想は渡米前とは異なり、明らかに高等中学校制度、とりわけ京都に発足した第三高等中学校への対抗意識をもったものへと変わる。彼は京都に加え阪神間の賛同者の組織化にも努め、徳富蘇峰の力を借りながら、中央政界にも積極的に働きかけていった。1888年にその運動は最高潮に達するが、京都の北垣知事の協力は以前に増して強くなり、府会議員も引き続き支援を繰り広げる。

同志社と京都府との関係の意味は、仙台の状況と照らし合わせることでよりはっきりする<sup>(71)</sup>。新島は帰国後しばらくは、京都での大学設立運動ではなく、仙台に高等教育機関を作る運動に力を注いだ。1886年9月に発足した宮城英学校(翌年6月東華学校と改称)は、新島襄を校長とし、仙台出身の日銀副総裁富田鉄之助をはじめとする地元有力者の運動と寄附金により誕生した私立学校であり、新島はこれを同志社の分校と位置付けていた<sup>(72)</sup>。しかし東華学校は同時に、設立趣意書を起草したのが宮城師範学校長大槻文彦、敷地を寄附した発起人が仙台区長松倉恂、理事長は県知事松平正直が理事長を務めるなど、半官半民的性格を有する学校であった。さらに1887年4月、仙台に第二高等中学校が創設された際、東華学校がその補習科を担うとみなされ、宮城県立尋常中学校が



廃校となる。同程度の学校2校は不要であるとされたとき、県が選択したのはキリスト教教育を行う私立の東華学校であり、県立尋常中学校ではなかったのである。

地方税からの支弁を定める高等中学校制度は、高等中学校設置府県に対し、公立学校体制を再編する機会を与えるものであった。さらに府県には、この官立学校と公立学校との関係に私立学校をからめ、府県下教育体制を再構築する可能性が開かれていたのである。高等中学校体制下において、官立学校・公立学校・私立学校相互の関係は流動的であった。そこでの府県の裁量、および私立学校——とりわけキリスト教勢力による——の対応について考察することが次の課題となる。

【註】

- (1) 以下、「官立学校」というときは、国の学校を指し、府県立の学校は含めないものとする。
- (2) 小林嘉宏「京都府会における中学校論議—明治前期」、中村隆文「高等教育機関誘致運動」(ともに本山幸彦編著『京都府会と教育政策』日本図書センター、1990年所収)。
- (3) 第1章第5節第3項「京都移転はなぜ行われたのか」で、この問題を取り扱っている(京都大学百年史編集委員会編、1998年)。なお神陵史編集委員会編『神陵史』(三高同窓会 1980年)も5月の府会にしか触れていない。
- (4) 以下、兵庫県の教育体制の概略については兵庫県教育史編集委員会編『兵庫県教育史』(1963年)参照。
- (5) 『明治十七年 兵庫県会議事録』第九号、第拾四号(兵庫県公館憲政資料室所蔵〔複製版〕、以下兵庫県会議事録はすべて同室所蔵)。
- (6) 『明治十八年度 兵庫県会議事録』第七号、第八号、第九号
- (7) 『明治十九年度 兵庫県会議事録』第十号、次の引用発言も同じ。

- (8) 神戸大学百年史編集委員会編『神戸大学百年史』通史一 前身校史(2002年)
- (9) 兵庫県議会編『兵庫県会史』第一輯(1904年)。議事録が残っていないため、審議の具体的内容は不明。兵庫県会や大阪府会の議事録は断片的にしか残っておらず、戦前に刊行された『兵庫県会史』、大阪府会編『大阪府会史』(1900年)がこれを補う。
- (10) 以下、大阪府の教育体制の概略については『大阪府教育百年史』第一巻概説編(大阪府教育委員会 1973年)参照。
- (11) 「明治十三年自五月二十日至七月三日 通常府会議事摘要」(前掲『大阪府会史』)
- (12) 前掲『大阪府教育百年史』第一巻概説編の中等教育の章など。
- (13) 「明治十八年自三月二日至四月七日 大阪府通常府会議事摘要」(前掲『大阪府会史』)
- (14) 京都府の教育体制については、前掲『京都府会と教育政策』所収諸論文が詳しい。
- (15) 790049「明治十三年 海外駐在官員等往復書類 大阪専門学校」(京都大学大学文書館所蔵「第三高等学校関係資料」。以下、6桁の番号と表題とで記す形の史料はすべて同資料群中の簿冊である)。
- (16) 850018「明治十八年度 文部省伺届原稿 文部省直轄大阪中学校」所収(『京都大学百年史』資料編二、2000年にも収録)。文部省の回答もこれに付されている。
- (17) この時期の新島の活動については、新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』1教育編(同朋舎出版、1985年)、『同志社百年史』資料編一(同志社、1979年)の諸史料によるが、河野仁昭「新島襄の大学設立運動(一)」(『同志社談叢』第9号、1989年)の叙述が詳しい。
- (18) 前掲『新島襄全集』1所収。傍点は原文。引用中〔 〕内は筆者注。以下同じ。
- (19) 府会議員の大学設立運動への関わりについては、高久嶺之介「新島襄と北垣国道」(伊藤彌彦編『新島襄全集を読む』晃洋書房、2002年)参照。
- (20) 10月のアメリカンボード第75回大会において、新島は“An Appeal for Advanced Christian Education in Japan”と題する演説を行ったが、そ

のなかで、“Another university will soon be founded by the government at Osaka, the second important commercial city of the empire, to accommodate the youths so anxiously craving the higher education”と述べている(A.S. Hardy, “Life and Letters of Joseph Hardy Neesima” Boston and New York: Houghton, Mifflin and Company, 1891. 邦訳は『新島襄全集』10「新島襄の生涯と手紙」同朋舎出版、1985年)。この史料は、東京大学に加え、大阪府が別の大学を設置しようとしているとも、政府が大阪に大学を設置しようとしているとも解釈できるが、ここまでの検討を踏まえれば、後者だと読むのが自然であろう。新島が1884年時点までの大阪中学校における何らかの具体的動きを念頭にこう述べているのなら、この学校の大学設立構想の始期の問題としても興味深いところである。

- (21) 1884年4月1日付北垣国道宛新島襄書簡(『新島襄全集』3書簡編I、同朋舎出版、1987年)。北垣と同志社については、前掲高久論文及び小股憲明「京都府知事北垣国道と京都府教育—北垣日記『塵海』にみる—」(本山彦彦教授退官記念論文集編集委員会編『日本教育史論叢』思文閣出版、1988年)参照。
- (22) 1886年11月20日府会における原田千之助府属の発言(京都府立総合資料館蔵「京都府会議録事第一号」『明治二十年度 京都府会議事録 全』、以下京都府会議事録はすべて同館所蔵)。次の引用も同じ。
- (23) 800044「明治十三年 校員願届書類 大阪専門学校」
- (24) 840004「明治十七年 文部省伺届原稿 文部省直轄大阪中学校」。後述のように、『日出新聞』明治19年9月29日は、この九鬼の巡視を「大学建設用地」視察であったと表現している。
- (25) 850018「明治十八年 文部省伺届原稿 文部省直轄大阪中学校」
- (26) 同上
- (27) 以下、移転経緯については、注のない限り、850055「明治十八年 学校移転ノ件」、850047「明治十八年 会計往復書類 大阪中学校」所収の史料による。
- (28) 大学分校がいずれ移転した折には、跡地を大阪鎮台が譲り受けるという話は継続した。明治19年10月5日の『大阪日報』も、跡地が大阪鎮台の官舎となることを伝えている。
- (29) 『大阪朝日新聞』明治19年2月2日、『大阪日報』明治19年2月7日。
- (30) 中野実「帝国大学成立前史」(『近代日本大学制度の成立』吉川弘文館、2003年)。氏の推定は『教育時論』と『時事新報』の記事に基づいている。
- (31) 『大阪日報』明治19年2月6日、『大阪朝日新聞』同日。後者は『東京日日新聞』記事の再録とある。2月9日の『大阪日報』は、五ヶ所の地方大学は現大学科第2級くらいまでの修学機関とし、東京大学を最高級大学とする構想だと述べている。
- (32) 『大阪日報』明治19年2月7日
- (33) 『日出新聞』明治19年4月20日
- (34) 谷本宗生「第四高等学校について」(『地方教育史研究』第23号、2002年)、金沢大学50年史編纂委員会編『金沢大学五十年史』通史編(1999年)
- (35) 荒井明夫「山口高等中学校の性格と歴史的役割」(同上)
- (36) 辻・折田の出張については、『大日本教育会雑誌』第36号、40号(1886年7月31日、9月30日)所収の木村匡による「文部次官学事巡視随私記」に基づき、『大阪朝日新聞』明治19年6月6・15・16日、7月2・4・10・20・21日、『大阪日報』明治19年6月12・16日、7月10・21日、『京都日出新聞』明治19年7月2日、『神戸又新日報』明治19年7月2・4・10・13日、860101「自明治十九年四月廿九日 日誌 第三高等学校庶務課」の記事で補った。なお、折田の訪ねた高知であるが、『大阪日報』明治19年1月8日は、高知県において、県債20万円を募集し、鹿児島や山口に併立すべき一大学校をつくりたいとの建議が県令に出されたことを伝えている。
- (37) 北垣知事の日記には、6月28日、折田が盲啞院補助の件を談ずるために来京したことが記されている(京都府立総合資料館所蔵『塵海』〔複製版〕)。

- 辻については記載がなく、彼の京都訪問はなかったと思われる。ただ辻に随行した木村は京都を単独訪問し、学務課長の案内を受けたと前掲私記に記している。
- (38) 11月20日付文部大臣森有礼宛「高等中学校御設置之儀稟請」(京都市立永松教育センター所蔵「徳重文書」C-5-3)
- (39) 「京都府臨時府会及区部郡部会議録事第貳号」(『明治十九年度京都府臨時府区郡部会議事録全』)
- (40) 『日出新聞』明治19年9月29日。前掲中村論文は、これを「九鬼文部少輔が大学建設用地を調査するために派遣されて決定した」と誤読している。この記事で述べられている九鬼の視察は過去の話であり、おそらく大学分校時代に1884年4月に折田校長と伏見桃山を巡視したことを指す。九鬼は同年5月から特命全権大使となり、1887年11月に帰国するまでワシントンに赴任しており、1886年に文部省から京都に派遣された事実はない。
- (41) 『大阪朝日新聞』明治19年10月28日
- (42) 860101「自明治十九年四月廿九日 日誌 第三高等中学校庶務課」
- (43) 京都府立京都第一中学校校友会・同窓会『会誌』記念号(1920年12月)所収。今立の回想の事実誤認は多岐にわたる。支障のない範囲で史料として用いたが、行論上指摘しておくべき誤認点をひとつ挙げておく。彼は、このときに師範学校移転費用として13万円の予算が議決していたというが、そのような事実はない。たしかに、師範学校の狭隘さと改築の必要性は前年の議会で原田属により説明されているが(「京都府会議録事第三号」「京都府会議録事第七号」、『明治十八年度 京都府会議録事全』)、議案にも挙げられていない。今立の記憶違いであり、後述の原田の発言と連関させれば、府当局や校長がそのような見込みを立てていたという話であろう。この回想を根拠に師範学校移転費が議決していたとする校史編集委員会編『京一中洛北高校百年史』(記念事業会、1972年)やそれにとった前掲小林論文の理解は誤りだといえる。なお、今立校長は京都移転が決定すると、すぐに第三高等中学校を訪ねている(860101「自明治十九年四月廿九日 日誌 第三高等中学校庶務課」)。
- (44) 『日出新聞』明治19年9月14日、10月30日。なお本件との関係は明らかではないが、10月29日の記事は、北垣が府学務課長の八代規に至急上京を命じたことを伝えている。
- (45) 860101「自明治十九年四月廿九日 日誌 第三高等中学校庶務課」
- (46) 『大阪日報』明治19年10月21日、11月3日、11月10日。なお、11月23日の『大阪朝日新聞』は、一度は兵庫に決定したが中止となったと報道している。
- (47) 前掲「京都府会議録事第一号」
- (48) 以下、11月の通常府会については、前掲「京都府会議録事第一号」に基づく。なお従来の研究が誤解していることであるが、これは第三高等中学校の誘致を諮問したものではない。すなわち、4月以来大阪に設置されていた「第三高等中学校」を誘致するという話ではなく、「高等中学校」を京都に設立する問題として議会上に上程されたものである。京都に設置する高等中学校が「第三」高等中学校であること、結果として大阪からの移転を確定したものであることは、後に11月30日の文部省告示第3号によって初めて明らかにされたことであって、この府会においては「第三高等中学校」という文言は一切登場しない。厳密には「京都府による第三高等中学校誘致」ではないのである。
- (49) 前掲「京都府臨時府会及区部郡部会議録事第貳号」
- (50) 前掲「高等中学校御設置之儀稟請」
- (51) 11月上旬段階でも高等中学校設置箇所についての文部省の方針は定まっていなかったようである。新聞報道は混乱しており、明治19年11月7日の『日出新聞』は、第一東京、第三大阪、寄附を伴う運動の結果第二は金沢に決まり、第四・第五は山口・仙台、または仙台・熊本との説があると伝えていた。
- (52) 原田属の発言。例えば前述の石川や山口の他、広島県でも、県会の議長と副議長が上京し、広島と福山で集める10万円以上の寄附金によって高等

中学校を設置することを請願する予定があったことが報じられている(『大阪日報』明治19年12月18日)。ちなみにこれは、京都が第三高等中学校設置場所に決まり、その区域に広島県も入れられたことで実らなかった。そこで県では第三高等中学校の負担金免除を受け、独自に高等中学校を設置する計画が出てきたという。

- (53) ここで、その後新校地が愛宕郡吉田村に決定するまでの過程を追っておく。11月20日の府会において原田属は、「尾張邸」「仁和寺辺」「下立売因州邸」のいずれか近辺6万坪余の土地を候補とし、学務課から内々に文部省へ申告していたと発言している。このうち仁和寺辺は以前から新聞でも報道されていた西方の葛野郡候補地一帯であるが、尾張邸跡と因州邸跡は初出の情報である。因州邸跡は師範学校も設置されている府庁周辺の市内中心部である。そして旧尾張邸近辺こそが東方の愛宕郡吉田村であり、原田によればそもそもそこは師範学校の移転予定地であった。12月6日、文部省総務局長より第三高等中学校に京都移転が通知され、16日、中島校長は京都に赴くが、このときも移転地は未決、12月27日に文部大臣の森有礼が来京して実地検分を行った。諸候補地視察の結果、愛宕郡吉田村が選定される(以上、860101「自明治十九年四月廿九日 日誌 第三高等中学校庶務課」、『日出新聞』明治19年12月28日、同明治20年1月4日)。第三高等中学校の京都移転がなければ、現吉田には師範学校が移動し、従って現在、京都教育大学が所在していたかもしれない。
- (54) 以下、12月の通常府会については、「京都府会議録事第十二号」「京都府会議録事第十四号」(『明治二十年度 京都府会議事録 全』)に基づく。
- (55) 前掲小林論文によれば、資本金全額を高等中学校に回すという決議の意義は、京都府が府立中学校を独自に維持することを放棄する端緒となったことにある。なお小林は、「第三高等中学校誘致の諮問案は、府会の側での障害があったわけではないが、明治20年度府会開会期間中には決議されず、明治20年5月の明治20年度臨時府会で可決された」とするが、これは誤りである。本論で述べ

たように、通常府会開会早々に諮問案自体は決議されている。しかしそれ以降、地方税支弁の方法をめぐり再度府当局は府会に諮らなくてはならず、これを受けた臨時府会は大いに紛糾したのである。

- (56) 1887年4月28日付訓令第399号(『自明治十九年至明治二十二年 各省内訓類及番外達目録 上局附書記』、京都府立総合資料館所蔵「京都府行政文書」明19-22)
- (57) 以下、臨時府会については、「京都府臨時府会議録事第一号」「京都府臨時府会議録事第二号」「京都府臨時府会議録事第三号」(『明治二十年度 京都府臨時府会決議事録 全』)に基づく。
- (58) だが結局、8月19日の文部省告示第6号によって第三高等中学校医学部の位置は岡山に決定する。医学部設置箇所が京都でも大阪でもなく岡山に決定した経緯は別に考察しなくてはならないが、とりあえず5月時点では京都案は退き、大阪への設置が検討されていたということであろう。
- (59) 前掲荒井論文。ただし山口県会での議論については不明である。
- (60) 前掲『京都大学百年史』総説編。なお、この誘致において、北垣知事はその日記『塵海』をみる限り、有馬の温泉に行っていてきちんと指示を出しておらず、むしろ同志社の大学設置運動への関与の方が大きい印象があるとの指摘がある(高久嶺之介「第三代京都府知事北垣国道はどんな知事であったのか」同志社大学人文科学研究所ブックレットNo.19『幕末から明治へ—時代を読み解く』2004年)。たしかに彼は11月の府会では、尾越蕃輔書記官や原田属に府会対策を一任してしまっている感がある。ただ日記や新聞報道をみると、5月の臨時府会ではそれなりに審議のゆくえを心配し、次章で扱う府県連合委員会の際には臨監を試みて議場に騒動を巻き起こすなど、積極的な関与がみられる。第三高等中学校設置問題上北垣が果たした役割、また彼が第三高等中学校を同志社との関係も含めてどのように位置付けていたのかについては改めて考察したい。
- (61) 前掲『自明治十九年至明治二十二年 各省内訓

類及番外達目録 上局附書記

- (62) 以下、府県連合委員会会期以前については、注のない限り『明治廿年 第三高等中学校設置一件書類 第一部庶務課往復主任』(前掲「京都府行政文書」明20-41)所収の史料による。
- (63) 「承諾ヲ申越シタル府県」として大阪・和歌山・滋賀・鳥取・愛媛・岐阜・島根・兵庫・山口・高知、「異議アルモノ」として岡山・広島・三重・徳島、「半々ノモノ」として和歌山・島根の各府県名が挙げられているメモが残っている。
- (64) 府県連合委員会での審議状況については、『日出新聞』明治20年10月25日から11月1日の記事に基づく。『大阪朝日新聞』『大阪日報』にも同様の記事が記載されている。
- (65) 以下、11月の通常府会については、「京都府会議録事第三号」「京都府会議録事第五号」(『明治廿一年度 京都府会議事録 全』)に基づく。
- (66) 『明治廿一年度 兵庫県会議事録 第貳拾号』
- (67) 以下、12月の通常府会については、「京都府会議録事第十五号」「京都府会議録事第十六号」「京都府会議録事第十七号」(『明治廿一年度 京都府会議事録 全』)に基づく。
- (68) 建議発案者の伊東熊夫議員の12月8日の発言によれば、森文相に相談したところ、なるほど不都合ではあるが内相の管轄に属する事柄であり、そちらに上申せよとの返答を得、それが府会での建議書上程につながったという。なお伊東は、前年の臨時府会の折にも高等中学校創設費のむりやりな捻出を中心になって批判していた紀伊郡の議員である。
- (69) 第一高等中学校に関わる府県連合委員会は第

三高等中学校のそれに先立って行われ、10月半ばには決議に至る。ここでは原案どおり、全体の7割5分を国税地方税と人口の率から定め、1割5分を本部のある東京府に、1割を医学部設置の千葉県に増課することとなった。しかし沼間守一や田中正造など錚々たる顔が並んだこの委員会でも、地方税支弁への不満が起こったことが回顧されている(大東重善「教育界の創立及其活動」国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社、1922年所収)。三名の委員が内務大臣や文部大臣に対し、今後不完全な議案を下付しないようにと陳情したというが(『大阪日報』明治20年10月19日)、内相はもつとものことだと返答、文相は初めてのことゆえ担当係官すら計画不足であり、明年よりは明細な予算書を示すとの旨を答えたという。

- (70) 1886年8月6日付新島襄宛北垣国道書簡(『新島襄全集』9<上>同朋舎出版、1994年)。なお『日出新聞』明治19年12月14日は、同志社が文部大臣により追って官府県立学校と同等に認められることになるだろうという風評を伝えている。
- (71) 仙台の状況については研究史整理と精査が必要であるが、とりあえず『同志社百年史』通史編一(同志社、1979年)を参照。
- (72) 『大阪日報』明治19年8月7日によれば、全国のキリスト教徒が協議し、仙台・福岡・東京・京都の4箇所私立大学を設置することを決議し、京都については同志社をこれにあてることとしたという。全国に私立大学を配置するというキリスト教界の構想については、高等中学校体制との関わりという視点から別稿を期す。